

七飯町学校林設置条例を廃止する条例の概要

学校教育課

1 廃止理由

学校林を設置することで、学校経営に必要な基本財産の造成を図り、あわせて青少年の林業教育の向上及び森林資源の培養に資することを目的とする七飯町学校林設置条例（昭和30年条例第16号。以下「条例」という。）は、現在その目的に見合う活用がされておらず、学校林の面積が小さいことから収益化する等の有効活用も見込めないため、条例を廃止するものである。

2 廃止後の取扱

条例の廃止後は、経済部農林水産課に所管を替え、隣接する土地の町有林と一体的に管理する。

3 施行期日

この条例は、令和4年4月1日から施行する。